

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金の
上限設定認可申請に関する審議（5回目）

1. 日 時

令和5年11月9日（木） 10：30～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：旅客輸送業務監理室 中島課長補佐ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、藤澤、宮田、廣井、堤、近田

4. 議事概要

- 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金（以下「特急料金」という。）の上限設定認可申請に関する委員からの質問事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 北陸新幹線がJR西日本とJR東日本の2社を跨って運行されることに伴って生じるコストに係る特急料金への上乗せ分について、長野・金沢間開業時の想定とこれまでの実績に大きな差異はないという理解で良いか。
 - ② 長野・金沢間開業時の特急料金の上限設定認可申請に係る運輸審議会の答申における要望事項について、どのように対応したのか。
等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 然り。需要が上振れした面はあるが、運賃・特急料金の割引施策等を講じた効果という面もあり、開業から現時点までの平均で見れば、大きな差異はない。
 - ② 認可書の交付時にJR西日本とJR東日本に要望事項の内容を伝達しているほか、鉄道局内の日常業務において、要望事項に係る各業務の担当部署より必要な助言等を行っている。
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。